

市川税務署からのお知らせ

給与を支払う事業者のみなさまへ

令和6年分所得税の定額減税実施のお知らせ

市川税務署 047-335-4101

【令和6年6月から実施されます】

令和6年6月1日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際から定額減税を行うこととなります。定額減税の制度の詳細につきましては、国税庁ホームページの定額減税特設サイトをご覧ください。



▲定額減税特設サイト

【給与支払者向け定額減税説明会が市川税務署にて開催されます】

開催日程 （場所：市川税務署内 別棟会議室）

令和6年4月17日（水）	10：30～11：30
令和6年4月17日（水）	14：00～15：00
令和6年4月24日（水）	15：45～16：45
令和6年4月25日（木）	10：30～11：30
令和6年4月25日（木）	14：00～15：00
令和6年5月17日（金）	10：30～11：30
令和6年5月17日（金）	14：00～15：00
令和6年5月20日（月）	15：45～16：45
令和6年5月28日（火）	10：30～11：30
令和6年5月28日（火）	14：00～15：00



国税庁 LINE 公式アカウント▲

説明会の参加には LINE アプリでの事前予約が必要です。

《お問い合わせ先》

市川税務署 047-335-4101